



平成 23 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 常 葉 浩 之
(コード番号 4848 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 財務IR部長 朝 武 康 臣
電 話 番 号 03-4530-4830

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

※ 下線は改定部分を示しております。

記

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、リスク管理体制という）を確保するため、次の措置をとる。
 - (1) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
 - (2) チーフエグゼクティブオフィサー（以下、CEOという）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。
また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
2. 取締役及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（1. に記載のリスク管理体制と同義）を確保するため、次の措置をとる。
 - (1) リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCOという）を配置する。
当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、CCOがCEOの指示のもと、(2) から (7) の実務を統括する。
 - (2) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
 - (3) リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - (4) 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
 - (5) 取締役、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
 - (6) 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。

- (7) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないように、システムを整備する。
また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

3. 情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- (1) CCOは、取締役、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- (2) CCOは、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
- ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
- (3) 取締役及び監査役は、常時上記（2）における文書等を閲覧できる。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。

- (1) 取締役は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。
取締役及び監査役は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- (2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- (1) 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。
グループ会社の各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
- (2) グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、CCOに報告し、CCOはCEOに報告する。
CCOはCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。
また必要に応じて、CEOは取締役会に、CCOは監査役会に報告する。
- (3) CCOは、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

6. 監査役監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査役が行う。これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得る。
- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- (3) 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
- (4) 取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- (5) 監査役は、子会社の取締役会に出席できる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- (1) 当社及び当社グループは、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。
- (2) 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情

- 報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。
また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
- (4) 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

以 上